

第78号

協会だより



2026年8月

三重県高圧ガス安全協会

三重県高圧ガス溶材組合

— 目 次 —

三重県高圧ガス安全協会会長 就任のご挨拶	・ ・ ・ ・	1
三重県高圧ガス安全協会通常総会	・ ・ ・ ・	2
総会記念講演	・ ・ ・ ・	4
～ 三重県の気象特性と新たな防災気象情報 ～		
三重県高圧ガス安全協会会長表彰	・ ・ ・ ・	6
安全協会長表彰を受賞して（受賞のことば）	・ ・ ・ ・	8
三重県高圧ガス溶材組合通常総会	・ ・ ・ ・	10
保安研修会	・ ・ ・ ・	11
我が社の保安全管理		
・ 四日市エルピージー基地株式会社霞事業所	・ ・ ・ ・	13
・ セントラル硝子プロダクツ株式会社	・ ・ ・ ・	16
趣味の時間	・ ・ ・ ・	18
・ じいじの台湾自転車旅行 4（前編）		
三重県からのお知らせ	・ ・ ・ ・	22
・ 最近の法令改正について		
・ 令和7年度三重県内の高圧ガス事故情報		
コンプライアンスシリーズ（No.28）	・ ・ ・ ・	28
防災事業所を更新しました	・ ・ ・ ・	36
三重県知事表彰推薦者の推薦候補者募集のお知らせ	・ ・ ・ ・	37
これからの協会・組合事業のお知らせ	・ ・ ・ ・	38
令和8年度高圧ガス試験のお知らせ	・ ・ ・ ・	39
メール更新のお願い	・ ・ ・ ・	40
編集後記	・ ・ ・ ・	47
☆私のワンショット	・ ・ ・ ・	裏表紙ウラ

【広告のご案内】

・ 有限会社住吉孔版社	・ ・ ・ ・	27
【協会広告】2026年度「法令」対策試験直前講習会のご案内	・ ・ ・ ・	41
【協会広告】図書のご案内	・ ・ ・ ・	42
【協会広告】高圧ガス輸送防災講習会のご案内	・ ・ ・ ・	43
【協会広告】高圧ガス消費事業所保安講習会のご案内	・ ・ ・ ・	45

会長就任のご挨拶



三重県高圧ガス安全協会

会長 村田 富

〔 東ソー株式会社四日市事業所長 〕

この度、三重県高圧ガス安全協会会長を拝命いたしました東ソー株式会社の村田です。よろしくお願いします。前会長会社の株式会社 ENEOS マテリアル様におかれましては、令和6年度及び7年度の2年間、当協会を運営して頂きましたこと、厚くお礼申し上げます。弊社も引き続き役員会社の皆様と、力を合わせて協会の運営に当たる所存でございます。

さて、今年2月のアメリカ・イスラエルによるイラン攻撃を発端としたホルムズ海峡の封鎖により、世界情勢は流動的になっており、エネルギー供給の不安定化や国際的な緊張の高まりは、原料調達の遅延、物流コストの増加等、事業環境に多大な影響を及ぼしております。

一方、国内に目を向けますと、4月に入り、東北、北海道で震度5強の地震が連続して発生するなど、自然災害への対応についても引き続き注力していく必要がございます。

また、私たちが取り扱っている高圧ガスは、社会基盤を支える重要な存在であり続けると同時に、その取り扱い方を少しでも間違えると、重大な事故につながる可能性を持っております。

だからこそ、外部環境がどのように変化しようとも、「安全がすべてに優先する」という原則を揺るがせてはなりません。

当協会と致しましても、講習会等での情報提供や会員同士の相互連携を通じて、当協会の目的である「高圧ガスによる災害発生及び拡大の防止を図り、もって公共の安全を確保する」ことに努めてまいります。

最後になりましたが、会員の皆様のより一層のご協力をお願い致しまして、新会長会社就任のご挨拶とさせていただきます。ご安全に

三重県高圧ガス安全協会通常総会



【挨拶をする梶谷会長】

2026 年度三重県高圧ガス安全協会通常総会は、5月 15（金）14 時から四日市商工会議所大ホールで行われました。（出席 49 社、委任状 98 社）

東ソー(株)四日市事業所の湯浅課長の司会で進められ、梶谷昌隆 会長（(株)ENEOSマテリアル生産本部四日市工場長）の挨拶に続いて、三重県高圧ガス安全協会会長表彰式が行われました。

（表彰式は 6 頁に掲載）

【和田議長】



表彰式と記念講演の後、議事に入り、協会規約に基づき、会長からの指名により(株)ENEOSマテリアル生産本部四日市工場の和田剛史 環境安全副工場長が議長となって進行され、監事の猪山久美子氏（キオクシア(株)四日市工場）から 2025 年度収入・支出決算にかかる監査報告の後、2025 年度事業及び収入・支出決算、2026 年度事業計画及び収入・支出予算、流用案が原案どおり承認されました。（記念講演は 4 頁に掲載）

【監査報告をする猪山監事】



また、役員改選が行われ、会長には、村田富氏（東ソー(株)四日市事業所長）が就任されたほか、副会長などの新役員が選任されました。（次頁参照）

その後、来賓としてご臨席を賜った、三重県防災対策部コンビナート防災監 中条孝之氏、高圧ガス保安協会中部支部事務局長 中川浩之氏からご祝辞をいただき、総会は終了しました。

【就任挨拶をする村田 新会長】



【来賓挨拶をする中条 様】



【来賓挨拶をする中川 様】



三重県高圧ガス安全協会 2026・2027 年度役員

役 職	事 業 所 名	所属部会	部会長
会 長	東ソー(株)四日市事業所	コンビナート	企画部会長
副会長	昭和四日市石油(株)四日市製油所	コンビナート	部会長
	協和ガス(株)三重工場	製造・販売	部会長
	本田技研工業(株)鈴鹿製作所	製造・消費	部会長
	東海運輸建設(株)	移動防災	部会長
理 事	KHネオケム(株)四日市工場	コンビナート	—
	三菱ケミカル(株)東海事業所	コンビナート	—
	コスモ石油(株)四日市製油所	コンビナート	—
	四日市エルピージー基地(株)霞事業所	コンビナート	—
	キオクシア(株) 四日市工場	製造・消費	—
	旭化成(株)製造統括本部鈴鹿製造所	製造・消費	—
	杉浦高圧(株)	製造・販売	—
	(有)加納商店	製造・販売	—
	名古屋酸素(株)四日市営業所	製造・販売	—
	日本酸素 J F P (株)三重工場	製造・販売	—
	高圧ガス工業(株)桑名営業所	製造・販売	—
	日本トランスシティ(株)	移動防災	—
	上野輸送(株)中部支店	移動防災	—
	三重県高圧ガス溶材組合	【団 体】	—
	(一社) 三重県 L P ガス協会	【団 体】	—
監 事	(株)ENEOS マテリアル四日市工場	コンビナート	—
	三菱ケミカル物流(株)中日本支社	移動防災	—

※ 会長は、企画部会長に、副会長は、所属する部会の部会長に就任。

三重県の気象特性と新たな防災気象情報



【講演をする 村瀬 講師】

最近、各地で大規模な風水害被害が発生したり、40℃を超える日が「酷暑」と定義されたりと、気象や防災について考える機会が多くなっています。

このような中、総会の記念講演として、津地方気象台防災気象官の村瀬一成（むらせ かずなり）様に「三重県の気象特性と新たな防災気象情報」と題して、ご講演いただきました。

講演ではまず、同じ三重県内でも地域ごとに気象特性が大きく異なることが紹介されました。

例えば鈴鹿山麓では降水量が多く雪も多い一方、伊勢平野は比較的穏やかな気候です。上野盆地は県内で最も寒冷で雨が少なく、熊野灘沿岸は温暖で降水量が多い傾向があります。

【講演会資料より抜粋】

三重県の地域別気象特性



四日市の年間真夏日日数(1960～2025)



このように、同じ県内でも地形や立地によって気象条件は大きく変わるため、地域ごとの特徴を踏まえた備えが重要であるとのことでした。特に山地や沿岸部では、気象の変化が災害に直結しやすいことを意識する必要があります。

過去の災害事例を見ると、2004年9月と2011年9月には、台風の影響による大雨で土砂災害や河川の氾濫が発生しました。



【講演会資料より抜粋】

さらに、記憶に新しい事例として、2025 年 9 月には、三重県北部で記録的な大雨となり、四日市市内を中心に広い範囲で浸水被害が発生し、地下駐車場が水没したニュースも報じられました。

このとき四日市では 1 時間降水量 123.5mm、3 時間降水量 200.5mm を観測し、いずれも観測史上 1 位を更新したとのこと。

こうした事例からも、短時間の強い雨が大きな被害につながる事が分かります。

気象庁では、令和 8 年 5 月下旬から新しい防災気象情報の運用を始める予定です。

これまでの警報・注意報を、警戒レベルに対応した形で分かりやすく整理し、レベル 4 相当の「危険警報」も新設されます。

あわせて、5 日先までの警報級の可能性を伝える早期注意情報や、翌日までの見通しを示す時系列情報、記録的な短時間大雨や線状降水帯などの顕著現象を速報する気象防災速報も活用しやすくなります。

新しい防災気象情報(令和8年5月下旬(予定)から運用開始予定)

- 防災気象情報(河川氾濫、大雪、土砂災害、高潮)を 5 段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象気象についての情報として整理するとともに、レベル 4 相当の情報として危険警報を新設。
- 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。(例:レベル 4 大雨危険警報 等)

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫	大雪	土砂災害	高潮	性質が とるべき行動
警戒レベル 5 相当	レベル 5 河川氾濫危険警報	レベル 5 大雪危険警報	レベル 5 土砂災害危険警報	レベル 5 高潮危険警報	危険な場所から避難等
警戒レベル 4 相当	レベル 4 河川氾濫危険警報	レベル 4 大雪危険警報	レベル 4 土砂災害危険警報	レベル 4 高潮危険警報	危険な場所から避難等
警戒レベル 3 相当	レベル 3 河川氾濫危険警報	レベル 3 大雪危険警報	レベル 3 土砂災害危険警報	レベル 3 高潮危険警報	危険な場所から避難等
警戒レベル 2 相当	レベル 2 河川氾濫危険警報	レベル 2 大雪危険警報	レベル 2 土砂災害危険警報	レベル 2 高潮危険警報	危険な場所から避難等
警戒レベル 1 相当	レベル 1 河川氾濫危険警報	レベル 1 大雪危険警報	レベル 1 土砂災害危険警報	レベル 1 高潮危険警報	危険な場所から避難等

【講演会資料より抜粋】

防災情報の入手方法も多様です。気象庁ホームページでは、市町ごとの防災気象情報を一覧で確認できますが、三重県では「防災みえ.jp」により、警報・注意報や気象情報をメールで受け取ることができ、対象地域や情報の種類も選べます。

また、スマートフォン向けの「みえ防災ナビ」もあります。加えて、ハザードマップを確認して、土砂災害や洪水、津波などのリスクを日頃から把握しておくことも大切です。

色が塗られていない場所でも、川の近くや低い場所、崖の近くなどは危険が潜んでいます。防災情報は確認するだけでなく、避難の判断や事業所の安全確保に結びつけてこそ意味があります。日頃から複数の情報源を確認し、自分たちの行動にどうつなげるかを決めておくことが、備えの第一歩です。

今回の講演を通じて、防災気象情報を日頃から確認し、迅速な行動につなげる備えの重要性を改めて認識しました。紹介いただいた「防災みえ.jp」や「みえ防災ナビ」も活用し、いざという時に落ち着いて行動できるよう備えておきましょう。

【記念講演風景】



(東ソー(株)四日市事業所 上杉記)

三重県高圧ガス安全協会会長表彰



【表彰状を授与する榎谷会長（左）】

2026 年度三重県高圧ガス安全協会会長表彰式が、5 月 15 日（金）に開催された通常総会の席において執り行われ、永年にわたり業務に精励された、優良保安監督者 1 名、優良保安従事者 2 名及び保安功労者 1 名の計 4 名の方々が受賞されました。

表彰式では、当日、ご出席された 4 名の受賞者に、榎谷会長から表彰状及び記念品が授与されました。

受賞された皆様に、心よりお祝いを申し上げます。

受賞された方々は、次のとおりです。

◎優良保安監督者

(敬称略)

事業所名	氏名
東ソー株式会社四日市事業所	岩屋 貴弘

◎優良保安従事者

(順不同、敬称略)

事業所名	氏名
コスモ石油株式会社四日市製油所	戸田 裕介
コスモ石油株式会社四日市製油所	藤井 航平

◎保安功労者

(敬称略)

事業所名	氏名
キオクシア株式会社四日市工場	伊藤 薫



受賞された皆様と、榎谷 会長（中央）、来賓の、中条 三重県防災対策部コンピナート
防災監（中央右）、中川 KHK中部支部事務局長（中央左）
（四日市商工会議所 大ホール）

【受賞者を紹介した協会HP記事】

2026年度 三重県高圧ガス安全協会長表彰

5月15日の通常総会において、2026年度表彰式が行われ、
次の皆様が表彰されました。

【優良保安監督者】	【優良保安従事者】
岩屋 貴弘 様 (東ソー㈱四日市事業所)	戸田 裕介 様 (コスモ石油㈱四日市製油所)
【保安功労者】	藤井 航平 様 (コスモ石油㈱四日市製油所)
伊藤 薫 様 (キオクシア㈱四日市工場)	

受賞おめでとうございます！！

三重県高圧ガス安全協会

安全協会長表彰を受賞して

受賞おめでとうございます！ 2026 年度三重県高圧ガス安全協会長表彰を受賞された4名の皆様から、「私と高圧ガス保安」と題する喜びのこたばをいただきました。

優良保安監督者

東ソー株式会社四日市事業所

岩屋 貴弘



この度は、優良保安監督者として栄誉ある賞をいただき、身の引き締まる思いです。これまでにご指導をいただいた関係各位、ならびに共に働く職場の仲間に、心より感謝申し上げます。

私たちが働く高圧ガス職場において、最も大切なことは「凡事徹底ができる風通しの良い職場作り」であると私は、確信しております。指差呼称の実施、丁寧な日常点検、整理整頓といった、誰もができる当たり前の基本動作を徹底して積み重ねる事で現場の小さな違和感や「おかしい」を発掘する事ができます。

そして感じたことや思ったことをためらわずに発言しあえる環境こそが、最大の災害防護策であると実感しているからです。

「当たり前のことを当たり前に行う」言葉ほど簡単ではありませんが、今後も初心を忘れることなく、明るい職場と凡事徹底の精神を次世代へと継承し、無事故・無災害の維持に全力を尽くしてまいります。

優良保安従事者

コスモ石油株式会社四日市製油所

戸田 裕介



この度は、高圧ガス優良保安従事者として表彰を賜り、大変光栄に存しております。今回の受賞は、私個人の力によるものではなく、日頃より共に働く職場の仲間をはじめ、会社全体における高い保安意識の賜物であると深く実感しております。

私はコスモ石油に入社以来、高圧ガスプラント業務に約 20 年従事してまいりました。

現在は保安係員として、いかなる状況においても安全を最優先とする姿勢を徹底するとともに、その重要性を周囲に継続して伝えております。

また、安全確保を最重要課題と位置づけ、日々の業務における基本行動の徹底と強化に努めております。

具体的には、手順やマニュアルの遵守、作業の目的およびリスクの的確な把握と確認、専門知識・技能の継続的な向上、ならびに報告・連絡・相談を基盤とした密接なコミュニケーションを重視しております。これらを一つひとつ着実に積み重ねることが、安全で信頼性の高い業務遂行につながるものと認識しております。

今後も、その実践を通じてさらなる安全確保と保安レベルの向上に努めてまいります。

コスモ石油株式会社四日市製油所 藤井 航平



この度、高圧ガス優良保安従事者表彰という栄誉ある賞を賜り、大変光栄に存じます。

今回の受賞は、私一人の力によるものではなく、これまでご指導いただいた諸先輩方や、日々支えてくださる職場の皆様のお力添えの賜物であり、深く感謝しております。

私は、2010年の入社以来、高圧ガス設備の点検業務やオペレーター業務に従事し、高圧ガス保安法をはじめとする各種法令や規則を遵守しながら、安全・安定運転を第一に取り組んでまいりました。

現在は保安係員として、より一層責任の重さを感じながら、無事故・無災害の実現に向け日々業務に励んでおります。

今後も安全を最優先に考え、会社の安全操業と地域社会への信頼に貢献できるよう努めてまいります。



キオクシア株式会社四日市工場 伊藤 薫



この度は、三重県高圧ガス安全協会長表彰として「保安功労者」の表彰を受賞できたことを非常に嬉しく思います。この栄誉は、私自身だけでの力だけではなく、私たちのチームの努力と献身、そして安全第一の姿勢が実を結んだ結果だと思えます。

私が働いておりますキオクシア株式会社は、半導体製造を行っており、半導体製造には高圧ガスがなくてはならない存在です。その事から、日々のオペレーション業務、巡視活動、日常点検、設備保全など、保安管理を実施し工場周辺の安全、工場の安全、安定供給を行う事は何よりも重要であります。

安全維持、安定供給を行うには、高圧ガスの保安管理(作業者の知識、安全に対する意識、注意)が最も重要と考えており、定期的な保安教育や作業者への声掛けを実施し、トラブルの未然防止活動を継続しています。引き続き安全な環境を提供できるよう、高圧ガス法令、規則の遵守、安全に対する心掛け、安全第一をモットーに日々の業務対応に努力してまいります。

関係者の皆様、これまでのご支援に心より感謝申し上げます。この度は、誠にありがとうございました。

三重県高圧ガス溶材組合通常総会

【挨拶をする鈴木理事長】

2026 年度三重県高圧ガス溶材組合通常総会は、5 月 29 日(金)14 時から四日市市の四日市市地場産業センター（じばさん）大研修室において開催されました。（出席 27 名、委任状 14 名）



はじめに鈴木哲弥理事長から挨拶があり、2025 年度の各種事業実施への協力のお礼のほか、2026 年度の事業実施においても、引き続き、組合員の皆様に寄り添った組合活動を進める等の挨拶がありました。

【司会をする玉木副理事長】



挨拶の後、玉木義裕副理事長の司会により議事が進められ、まず、2025 年度の活動報告として、北勢・中勢・南勢の各支部長から各支部の活動報告があり、続いて保安・経済・総務・技術委員会及び自主保安推進事業検討WG、炭酸ガス緊急対応検討委員会の各委員長等から活動報告が行われました。

議事では、2025 年度事業報告及び収入・支出決算報告、2026 年度事業計画及び収入・支出予算等が、議案どおり承認されました。

最後に、来賓の三重県防災対策部の中条孝之コンビナート防災監からご祝辞をいただき、通常総会は終了しました。

【挨拶をする中条 県コンビナート防災監】



【総会の様子】





2026年度 保安研修会報告



訪問日：2026年6月18日（木）

見学施設：Panasonic HX Kusatsu（パナソニック株式会社滋賀県草津工場）

■1. 施設の概要・施設の役割

2026年6月18日に、パナソニック株式会社の「Panasonic HX Kusatsu」を見学しました。（参加者21名）

本施設は、水素エネルギーと再生可能エネルギーを活用し、カーボンニュートラル社会の実現を目指す実証施設です。純水素型燃料電池、太陽電池、蓄電池を組み合わせた「3電池連携システム」を導入し、効率的かつ安定したエネルギー利用に取り組んでいます。

施設の役割は、新しいエネルギー技術を開発するだけでなく、実際の運用を通じて得られた知見を社会に還元し、将来のエネルギー利用のモデルを示すことにありました。



【担当者様からの説明風景】

■2. 見学内容と学んだこと



【施設全景 説明資料より】

見学では、水素エネルギーの特徴や純水素型燃料電池の仕組みについて説明を受けました。水素は利用時に二酸化炭素をほとんど排出しないため、環境にやさしいエネルギーとして注目されています。

また、大量に貯蔵できることや輸送が可能であることから、再生可能エネルギーの課題を補う重要な役割を担っていることを学びました。

特に印象に残ったのは、「3電池連携システム」です。太陽光発電による電力を優先的に利用し、余剰電力は蓄電池に蓄え、不足する場合には燃料電池で補うことで安定した電力供給を実現しています。それぞれの技術の長所を組み合わせることで、効率的なエネルギー利用を可能にしている点が非常に興味深く感じられました。

また、EMS（エネルギーマネジメントシステム）によって施設全体のエネルギー利用を管理し、電力需要や発電量に応じた最適な運用が行われていることも学びました。

さらに、発電時に発生する熱を給湯や空調に活用するなど、エネルギーを無駄なく利用する工夫も印象的でした。



■3. 私たちの日常生活への活用について

今回の見学を通じて、これらの技術は将来的に私たちの

【太陽光パネルと発電量表示】



生活にも深く関わっ

【液化水素・窒素タンク】

てくると感じました。現在でも太陽光発電や家庭用蓄電池を導入する家庭が増えていますが、今後は水素エネルギーもより身近なものになっていく可能性があります。家庭での発電や給湯に活用されれば、環境負荷の低減だけでなく、災害時の電力確保にも役立つと考えます。

一方で、環境対策は新しい技術の導入だけではありません。施設で排熱を有効活用していたように、私たちも日常生活の中で電気やエネルギーを無駄なく使うことが重要です。不要な照明を消すことや、冷暖房の適切な利用など、小さな取り組みの積み重ねが省エネルギーにつながると感じました。

■4. まとめ

今回の Panasonic HX Kusatsu の見学を通じて、水素エネルギーや再生可能エネルギーの可能性について理解を深めることができました。特に、水素、太陽光、蓄電池を組み合わせたエネルギー利用の仕組みは、今後の社会において重要な技術になると感じました。

また、先進技術への理解を深めるだけでなく、私たち一人ひとりがエネルギーを大切に使う意識を持つことの重要性も学ぶことができました。今回の見学で得た知識を活かし、今後も環境問題やエネルギー技術に関心を持ちながら、日常生活の中でできるから取り組んでいきたいと思います。

（昭和四日市石油(株)四日市製油所 大井記）

【管理棟屋上にて集合写真】



(コンビナート部門)

「我が社の保安管理」

四日市エルピージー基地株式会社 霞事業所
四日市市霞一丁目 22 番地

当社は、クリーンエネルギーでかつ公共性の高い液化石油ガスを安定供給する使命を十分認識し、安全・安定操業による経営の安定化と企業の社会的根幹をなす法令順守を確実に実行することにより、株主並びに地域社会からの信頼を得た着実に円滑な事業運営を目指します。

1. 会社概要

弊社は 1982 年 5 月に当時の大協石油(株)(現コスモ石油(株))、伊藤忠商事(株)、日商岩井(株)(現日商 LP ガス(株))の出資により設立され、1983 年 11 月より、四日市地区の第 3 石油化学コンビナートで液化石油ガスの受入・貯蔵及び出荷を主体に操業を開始し、現在に至っております。

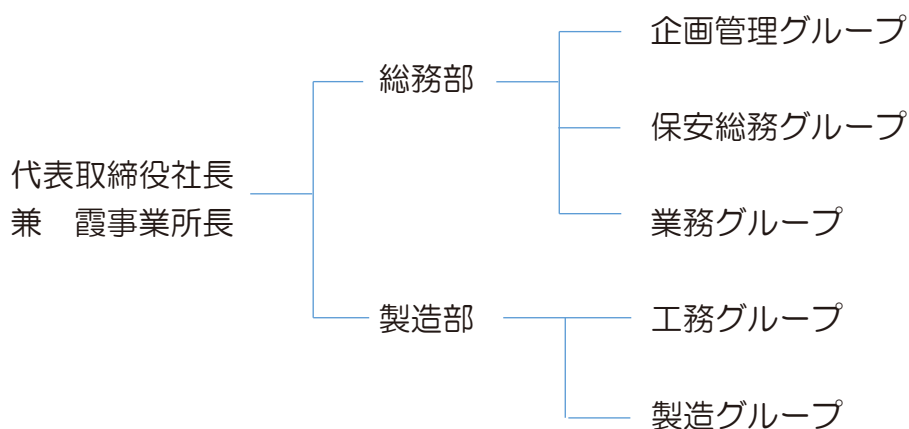
特に国内需要の 8%、中部圏の約 50% の出荷を担う社会的使命に鑑み、法令及び社規則を順守し、安全操業・安定供給の維持に全社をあげて取り組んでおります。



【基地の航空写真】

2. 組織・実績

- 敷地面積 約 128,600m² (約 39,000 坪)
- 組織



合計 38 名

- 輸入（2025 年度実績）
年間受入隻数：38 隻
輸入先:アメリカ（100%） 輸入量（895,157TON）
- 出荷（2025 年度実績）
出荷量（961,504TON）、プロパン：79.3%、 ブタン：20.7%
- 出荷方法（2025 年度実績）
タンクローリー：52.3%、タンカー：36.6%、パイプライン：11.1%
タンクローリー出荷は、荷主や運送会社からのオーダーを 24 時間受け付けており、全自動出荷システムを取り入れて、ローリー車 1 台には、約 15 分間で積み込むことができます。

3. 保安管理

当社では、「安全操業・安定供給の継続」「人材の育成・当事者意識の醸成」「業務効率化・業務改善の着実な実行」を事業所目標として掲げ、各自が自らの役割を理解し、目標達成に向けた取り組みを進めています。

特に「安全操業・安定供給の継続」については、当基地が担う社会的使命を改めて認識し、計画外の入出荷停止ゼロを目指して、社規則の正しい理解と確実な実行による自主保安の強化に取り組んでいます。



【早朝のローリー出荷場】

また、年間約 6 万 5 千台が入出構する LP ガスタンクローリーの保安確保を重要課題と位置付け、ローリー乗務員への入構者教育、LP ガスタンクローリー事故防止委員会による一斉点検、高圧ガス輸送・移送防災講習会の受講促進、さらには、今年で第 27 回を迎える「ローリースポット安全荷役作業コンテスト」の開催など、運送会社と連携しながら各種安全施策を継続的に実施しています。

人材育成にも力を入れており、工務グループでは関連他基地との「技術者交流会」を通じて技術力向上を図るとともに、製造グループでは「週間テスト」「“なぜ”が分かる技能テスト」「ヒヤリハット・改善提案活動」などの取り組みを継続的に実施し、オペレーターの知識・技能の向上に努めています。

これらの活動を通じ、部門全体の知識・経験の蓄積と技術伝承を推進しています。

さらに、全従業員を対象とした教育訓練計画を策定し、社規則勉強会、高圧ガス保安検査対応に関する教育、SOLAS 条約に関する勉強会などの保安教育を実施しています。

加えて、総合防災訓練、安否確認・通報連絡訓練、BCP 訓練などを継続的に実施するとともに、昨年度に四日市市消防本部と実施した検証訓練の教訓を踏まえ、少人数でも防災機能を発揮できる体制および運用の見直しを進めています。

このほか、安全環境パトロール等の活動を通じて、労働災害の撲滅および設備事故・トラブルの未然防止に取り組み、安全で安定した事業運営の継続を目指しています。

4. 最後に

今年度、操業開始 43 年となります。五感を生かした日常巡視や日々の自主保全活動に力を入れ、安全操業・安定供給に努め、無事故無災害の継続に取り組んでまいります。



【事務所の屋上から見える花火】

(製造・消費部会)

「我が社の保安全管理」

セントラル硝子プロダクツ株式会社
松阪市大町1510番地21
(松阪プラント 松阪市大町1521番地2)

1. 会社紹介

セントラル硝子プロダクツ・松阪プラントは、1963年からセントラル硝子(株)松阪工場として松阪港に隣接する地にて、各種ガラス板その加工製品の生産を行って参りました。

2023年4月からはセントラル硝子(株)の硝子関連事業を分割・承継したセントラル硝子プロダクツ(株)松阪プラントとして新たなスタートを切り、板ガラスおよび自動車、建築加工ガラス製品を製造する主力工場として今に至ります。

“ものづくりで築くより良い未来”をグループの経営理念として掲げ、『挑戦』を合言葉にお客様から信頼される安全で安心な製品の提供により、持続性の高い企業への成長を目指し、努力を続けています。



<松阪プラント正面入口>



<新社屋（本社事務所）>

2. 事業紹介

弊社およびグループは、板ガラスから建築・自動車ガラス製品までの一貫生産体制と、顧客との信頼を基盤とする技術開発力を強みに、建築・住宅用ガラスでは透明板ガラス・網入りガラスなどの提供から、省エネに貢献し今後も需要が高まる複層ガラス（エコガラス）や防犯防災ガラスの提供、また鏡のトップブランドメーカーとして洗面化粧台用防曇鏡などの高機能鏡の提供を行っています。

自動車用ガラスでは、先進運転支援システムに対応した自動車用ガラスの開発や燃費向上に寄与する高付加価値ガラスの提供を行っています。

3. 保安管理

プラント内にはガラス板を製造するラインとして透明な板ガラスを製造するフロートラインと、網入りガラスを世界で唯一連続生産できるデュプレックスラインを保有しており、例えばフロートラインでは、バスと呼ぶガラスを板状に成型する設備内で窒素を使うため、液化空気分離施設等を保有しております。



<液化空気分離施設>

板ガラス製造設備は一度ガラスを溶かし始めると十数年、停めずに 24 時間連続稼働しています。高圧ガス設備もこれに伴い稼働するため各班正副の管理者等の設置、点検体制を敷き、定期整備に必要な設備を含めて管理しています。

<液化窒素貯槽>



これらの設備更新も稼働に合わせて行っており、最近では液化窒素貯槽とその関連設備を最新のものに更新し、安全・管理面の向上を図っています。

加えて、設備と共に重要となる人の管理面では次世代へと確実に継承していくため、高圧ガス製造保安責任者など必要な国家資格の取得、OJT なども含めた技能維持・確保を、運転部門とともにプラント管理部門にて管理・情報共有する体制を敷いています。

加えて、化学事業を営む親会社のセントラル硝子(株)とも連携・情報共有を行い、リスクアセスメントや緊急時の体制作り、他社事例を含めた教育へと活用しています。

また最近の防災に関連する関心としては、各社様も同じだと思いますが、南海トラフへの備えや BCP があり、松阪港に接する松阪プラントもこれらへの対応は大きな命題の一つです。

設備面と共に大津波時には速やかな避難など、シナリオを変えながら定期的な「津波避難訓練」をプラント全体で反復し、一人一人が対応・避難感覚を身に付け、二次災害を防ぐ・抑えることを目指して活動しています。

<津波避難訓練>



4. おわりに

ご紹介以外を含め様々な日々の管理活動、改善の積み重ねが、お客様・地域社会からの信頼を得る基盤となっておりますが、保安防災以外にも、環境・安全・品質、さらには地球規模の GHG 等なども考慮し社会的責任を果たすことが求められています。セントラル硝子プロダクツ(株)松阪プラントも前身の松阪工場時代を含めて 60 余年、地域の皆さまとともに発展をして参りました。

グループの経営理念の『真に豊かな社会の実現に貢献』を目指し、今後も継続して取り組んで参ります。

☆☆ 趣味の時間 ☆☆

『ヨッさんの旅日記』（第16話）

じいじの台湾自転車旅行4（前編）

日本トランスシティ株式会社四日市営業所 小西 由郎

今回で4回目となった恒例の台湾東海岸自転車旅、「また台湾自転車旅か」と思われることは重々承知しておりますので、少し違った視点で、又、同じような旅をされる方の参考になるよう旅行記を書きました。

出発日当日：最近、年を取ってきたからか忘れ物が多くなってきた。思い出しただけでも、大切なパスポートとか現金の入ったリュックを忘れてきたことは4回ほどある。回収できたからいいけど何とかしないといけないので、女房に「今回は忘れ物をしない旅をする」と宣言をして朝家を出たけどそんなにうまくいくんだろうか。

近鉄の駅のコインロッカーに荷物を預けて会社に行き、勤務を終えて近鉄・名鉄と乗り継いでセントレアに、台湾に行くのに、これまではチャイナエアラインだったけど航空運賃もべらぼうに高くなってしまったのと、時間を有効に使いたかったのでピーチにしました。22時45分、定時にセントレアを飛び立つも、機内食どころか水すら出てこない、航空運賃が安いんだから仕方がないか、機内は静かで少しくとうとと眠りに入りました。

【桃園空港バス停】



台湾1日目：寝てるんだか寝てないのかわからない状態で台湾の桃園空港に到着。時間は夜中の1時25分。

桃園空港は24時間稼働している眠らない空港、これまでの入国カードが廃止されてオンライン申請に変わったせいか入国審査は並ばずに終了。

空港内で両替するも、1台湾ドルが5.2円と信じられないレート。両替が終わり歩きだしたら後ろの方でだれかが叫んでいる。財布をカウンターの上に忘れてきたみたい。もうやっちゃった忘れ物。

この日の夕方、女房にこの日2件の忘れ物が有ったと報告してるが1件はこのことだけど、もう1件は何を忘れたかを忘れた。

大丈夫か、しっかりせよ、指差呼称で確認。台北駅に行きたいんだけど MRT は夜中なので運行していないので久しぶりのバス移動。バス乗り場には2時10分頃到着。バスは4番乗り場と5番乗り場に2台到着していた。

台北駅には夜間なので停滞もなく3時15分頃に到着。台北市内は雨が上がったばかりのようで街の明かりが路面に反射して都会の夜の雰囲気がいい具合に出ている。

始発の花蓮行きの列車は、6時5分発なのでまだ3時間ほどある。台北駅に入って休もうとしたけどドアが開かない。周囲を見渡していたら庇の有るところは寝ている人だらけで休憩する所もない。

始発を待っている人なのか、ホームレスなのか、仕方がないので少し離れたバス停で休憩していると、たばこをくれとか言って老人が寄ってくる。

やはり寝ているのはホームレスか。4時半ごろ台北駅のドアは開いた。始発の列車に乗り8時19分花蓮駅に到着。

【さあ出発！！】

駅前に有るジャイアントの自転車店でネットで予約していた電動アシスト自転車を受け取って台東を目指して海線を走り出した。しかし、ほとんど寝ていないけど大丈夫か？最初の訪問先は昨年と同じ「石頭花園」。昼食時におじゃましてしまい、ご主人の昼食を食べてしまったのは大反省だったけど楽しい時間を過ごし少し長居をしてしまった。

しばらく平坦な海岸沿いの道路を走った後は長々と続く上り坂、「芭埼展望台」を過ぎれば一気に下り坂になりまた平坦な海岸線、豊濱付近を走っていたら徒歩環島（徒歩で台湾一周）をしている沈さんとお互い声を掛け合ってしばしお話し。



【沈さんのリュック】

沈さんは台湾の人、日本語がしゃべれないし私は中国語が理解できないけど最近はスマホの翻訳機能を使えば意思の疎通は充分できる。

数年前までは考えられないことだった、便利な世の中になったもんだ。沈さんは台北市に住んでいて、IT関係の企業を60歳で定年になり徒歩での環島を始めたみたい。

リュックには布製の台湾地図が貼り付けられており、私もお会いした場所にサインをさせてもらった。

沈さんと別れたのが15時過ぎ、今日は何処に泊まろうかと思い、近くの一度泊まったことのある民宿に行ってみたけど誰もいなかったので長濱まで行くことにした。長濱に近付くにつれて電池の残量が減ってきて少しの坂でも漕いで走ることが出来なくなってきた。

去年と一緒にじゃないか、進歩がない。宿は去年と一緒にの民宿「小文家」、笑顔で迎えてくれました。今日の走行距離約100Km。

2日目：8時30分宿を出発し三仙台に寄り道。今回は奥まで歩いて行ってきた。三仙台は5回目で奥まで行ったのは2回目、風が強く荒々しい写真が撮れた。

成功の町で日本統治時代に支局長をしていた「管宮勝太郎」の住まいとして使われていた日本家屋の横に建てられていた医院をリノベした「眺港 cafe」で休憩。

おしゃれな小さなカフェだけどカフェモカが約700円とは私にとっては高額。私の頭の中ではコーヒ一杯 300～400円と思ってるんだけど、私の頭が古すぎるのか。



【眺港 cafe】

成功の町を出発してしばらく走っていると道の脇で何かしている。自転車を降りて見に行ったら鹿か山羊か動物を解体していた。かわいそう。

長濱から台東の町を通り過ぎて知本までは120Km 坂道がないので電池も切れることはなかった。知本から列車に乗り金崙の宿へ。宿は昨年と同じ「東金民宿」。女将は日本語が少し喋れます。

事前に AGODA で 600 台湾ドルのドミトリーを予約するも行ってみたら今日はこの価格と 2,200 台湾ドルの週末料金を指さし、「今から多くの自転車乗りが来るから騒々しいのでこの部屋にしてください」とのこと。

しかし今日は木曜日、1,700 台湾ドルだろうと言っても聞かない。しかたがないので去年と一緒の 1,500 台湾ドル払うと言ったらやっと OK した。しかし 1,500 台湾ドル払ったとたん「あ、間違ってた今日は木曜日、金曜日と勘違いしていた」と言う始末。うまく騙されてしまった。

しかし、多分明日の金曜日になっても多くの自転車乗りなんて来ないんでしょうね、今はシーズンオフ。結局他の宿の2倍以上の宿賃を払ってしまったけど交渉のやり取りも面白かったからしかたないか。

高い宿賃の分温泉を楽しもうとシャワーキャップと水着をもって温泉場に行ったら湯船の周りにカーテンが張られていて女将が「スッポンポンで入りなさい」と言ってる、え「スッポンポン」？久しぶりに聞いたなこの言葉。去年はカーテンが無かった。全裸で温泉に入る習慣がだんだん広がってきているみたい。今日の走行距離 120Km。



【 鹿 野 神 社 】

3日目：早く起きて散歩がてら朝日を見に近くの海岸へ、天気もよくさわやかな風が吹いている。食事をして宿に帰ったら朝食の準備がしてあった。去年は出なかったのに、料金でもめたのを少し反省したかな。

金崙から台東までは列車移動で台東から鹿野までは自転車。鹿野の神社にお参りして隣にある「龍田文物館」にお猪口を置いてきた。ここの徳利とお猪口はほとんど私が置いてきた物だんだん増えていってます。

鹿野の高台まで行こうとしたところ、1 台のタクシーが止まった。お客が降りた後、運転手が降りてきてこちらに手を振っている。この運転手、8 年ほど前に2 回ほど貸し切りで乗ったことのあるタクシーの運転手で、去年は鹿野の駅前ではったり会ったんだけど今年もこんな所でまた会った。お客さんがいるので長くしゃべれないので一緒に写真を撮ってお別れ。来年も会えるといいね。

鹿野の神社を出発して高台を目指します。コロナの前に行ったときはEバイクじゃなかったのが高台に上るのも大変だったけど今回はらくらく。高台に上ってみたら、あれ、営業してるじゃないですか、パラグライダー。

前回行ったときは天候が悪かったせいか営業していなかった。飛びたいな、料金は約 16,000 日本円、高いな、やっぱり飛びたいな、しかし飛んでる途中で気を失ったり、大声出したりするかもしれんし、そんなん恥ずかしいし、どうしよう、清水の舞台から飛び降りる気持ちで飛んできました。



【 パラグライダー 】

飛んでみると、ふわふわと飛んでいるのでそんなに怖くありません。しかし、飛んでいる時より飛び立つ山の上まで行く車の運転のほうが怖かった。ムチャクチャ運転や、崖下に落ちてくかと思った。

鹿野の駅に行き瑞穂までは列車移動。いつもの「瑞穂温泉酒店」の日本間に宿泊。さあ温泉に入ろうと水着とシャワーキャップを探したが見当たらない、昨日の宿に忘れてきたみたい。仕方がないのでだれもいないので下着のパンツをはき、頭にタオルを巻いて入浴。宿の女将さんからドラゴンフルーツをいただいたんだけど、ドラゴンフルーツってこんなにおいしかったっけ。

今日の走行距離約 40Km. 去年と同じルートだけど少し変化がある旅をしています。しかし、忘れ物はなくなるのか、旅は続けられるのか。

【通知改正】 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328 保局第2号）の一部の改正（通知）

【20251224 保局第1号 通知日:令和7年12月25日 施行日:令和8年1月1日】

【改正の概要】

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328 保局第2号）の一部が改正され、高圧ガスの噴出・漏えいについて、冷凍設備における不活性ガスの噴出・漏えいであって人的被害のない場合は、高圧ガス事故には該当しない（付属冷凍設備を除く）こととなりました。

なお、冷凍設備からの冷媒の漏えい防止については、別添の「冷媒の漏えい対策について」を参照頂き、今後も漏えい防止に努めるようお願いします。

【高圧ガス事故に該当しない漏えい】

冷凍保安規則の適用を受ける冷凍設備においてフルオロカーボン（冷凍保安規則第2条第1項第3号に規定する不活性ガス（同項第3号の2に規定する特定不活性ガスを除く。）に限る。）の噴出・漏えいが生じた場合であって、かつ、人的被害のない場合

※ 液化石油ガス保安規則、一般高圧 ガス保安規則又はコンビナート等保安規則の適用を受ける製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（いわゆる付属冷凍設備）からの噴出・漏えいは、引き続き、高圧ガスに係る事故等として取り扱うので注意が必要です。

備考1. 改正規定は、令和8年1月1日から施行となります。

2. 令和7年12月31日以前に発生した事故については、この規程の施行後も、なお従前の例により報告をお願いします。

改正全文及び新旧対照表は以下の経済産業省HP又は三重県HPを参照ください。

【経済産業省】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/12/20251225_kouatsu_1.html

【三重県】 <https://www.pref.mie.lg.jp/SHOBO/HP/m0098600076.htm>

冷媒の漏えい防止対策については、経済産業省のHPに参考資料（冷媒漏えい対策）がありますので参照頂き、今後も漏えい防止に努めるようお願いします。

【経済産業省】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/12/20251225_kouatsu_2.html

【電子申請】高圧ガス申請・届出等のオンライン受付について

令和7年度の電子申請・届出等の状況は下表のとおりでした。また、電子収納手続き（手数料のクレジットカード払い）も、一定の利用がされています。

※ 令和7年6月から、完成検査や保安検査の当日に準備する書類も電子提出が可能です。

今後も、電子申請による受付業務について、改善できる点は改善し、多くの方に利用して頂けるよう普及、推進してまいります。

【電子申請は以下のWEBサイトからご利用いただけます】

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOBO/HP/hpgelist.htm>

【便利な申請フォームを作成しました】

・保安検査記録の提出、完成検査資料の提出、申請書類の差し替え書類、事前相談資料など、様々な資料のやり取りに使っていただける便利な電子申請のフォームを作成しました。

- ・保安検査記録
- ・完成検査資料
- ・申請書類の差し替え
- ・事前相談資料



【電子申請】資料提出フォームは、こちら



【電子申請の新たなメニュー】

⇒法手続きにない資料、事前相談、差し替えなどに、自由に使用して頂けます。ぜひ、ご利用ください。

http://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2541

【活用例】

- 保安検査当日に印刷し、県に出していた「保安検査記録」
- 完成検査当日に印刷し、県に出していた「完成検査資料」
- 申請書類の差し替え、容量が大きい事前相談資料 など

電子化
100%

10

【電子申請時の注意点について】

【注意1：支払方法による手続きの選択について】

手数料の支払い方法により、手続きごとにフォームが決まっています。間違えた場合は、手続きをやり直す必要があります。

- ①県証紙で支払う場合
⇒(電子収納)の記載の「ない」手続きを選択
- ②クレジットカードで支払う場合
⇒(電子収納)の記載の「ある」手続きを選択



電子申請画面 サンプル

①

【高圧ガス】製造施設等変更許可申請
(証紙収納)

受付開始日時 2024年03月29日00時00分
受付終了日時 随時

県証紙で
支払いの
場合

②

【高圧ガス】製造施設等変更許可申請
(電子収納)

電子決済必要

受付開始日時 2024年03月29日00時00分
受付終了日時 随時

クレジット
カードで支
払いの場合

操作時間を
延長する

配色を
変更する

Aa

【注意2：添付ファイルの最大容量について】

添付ファイルは、全文書を一括スキャンで「1ファイル」として構いません。

ただし、

電子申請の添付ファイルの最大容量は、ファイル1つあたり最大29MBで、合計で最大100MBです。

ファイル1つで30MBを超えるものは、分割して添付して下さい。

【注意3：ファイルの差し替えについて】

申請、届出等の後、当方で確認して「受理」が完了するまでは、ファイル差し替えを自由に行えますが、「受理」が完了してしまうと、差し替えができなくなります。差し替えが必要な場合は、ご連絡ください。

また、差し替える際は、rev2などとし、「ファイルごと」差し替えてください。

クレジット払いの場合、差替えは次ページの[資料提出フォーム](#)になります。

【参考】 高圧ガス届出書のオンライン受付件数と手続き全体に占める割合（令和7年度）

	電子申請件数	全手続き件数	電子申請の割合
高圧ガス製造事業等変更報告書	53	80	66%
高圧ガス製造施設軽微変更届書	208	244	85%
危害予防規程届書	8	13	62%
高圧ガス保安統括者届書 等	168	194	87%
製造変更許可申請（手数料あり）	91	146	62%
完成検査申請（手数料あり）	44	71	62%

【お知らせ】 高圧ガス保安メールマガジンの配信について

高圧ガス事業所の皆様に、法令改正や事故情報等をお届けするため、令和6年7月から高圧ガスやLPガスに関する保安情報のメール配信をはじめました。

配信登録は以下のURLの「登録フォーム」からお願いします。バックナンバーの閲覧等もできます。

また、今後（令和8年度以降）の保安検査説明会のご案内は、通知書の郵送を廃止し、「三重県HP」か「三重県高圧ガス保安メールマガジン」でのご案内とする予定ですので、まだの方は、この機会にメールマガジンの配信登録をお願いいたします。

https://www1.pref.mie.lg.jp/s_form/hipregas/



令和 7 年度 三重県内の高圧ガス事故情報

令和 7 年度の三重県内での高圧ガス事故は、容器の盗難・喪失を除き、下表のとおり 49 件発生し、前年度から 10 件増加しました。うち 1 件ではガス溶接作業中にアセチレンに引火し作業員 1 名が重傷を負いました。

【令和 7 年度発生事故一覧 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月末】

No	発生日	名称	人的被害	物的被害	事故発生原因
1	R7. 4. 10	タンクヤード配管からプロパン漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎腐食管理不良
2	R7. 4. 14	第 2 種冷凍設備からのフロンガス漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎腐食管理不良
3	R7. 4. 18	第 2 種冷凍設備からのアンモニア漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎シール管理不良
4	R7. 4. 26	ポンプメカニカルシールから液化酸化エチレン漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎シール管理不良
5	R7. 5. 2	高圧ガス機器の下部ノズルから可燃性ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎腐食管理不良
6	R7. 5. 9	液化塩素ローリー受入銅管の締結部から塩素ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎締結管理不良
7	R7. 5. 11	ポンプメカニカルシールから液化酸化エチレン漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎シール管理不良
8	R7. 5. 14	ガスコンプレッサー補修後の気密テスト中の安全弁作動【コンビ則】	なし	なし	◎誤操作、誤判断、認知確認ミス
9	R7. 5. 17	第 2 種冷凍設備の安全弁作動による二酸化炭素漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎設計不良
10	R7. 5. 16	超臨界ガス装置の抽出槽フタから二酸化炭素の噴出【一般則】	なし	なし	◎誤操作、誤判断、認知確認ミス
11	R7. 5. 21	容器真空引きラインの排風塔ノズルでジシランが発火【一般則】	なし	なし	◎誤操作、誤判断、認知確認ミス
12	R7. 5. 26	送ガス蒸発器の入り口弁からアルゴンガス漏えい【一般則】	なし	なし	◎締結管理不良
13	R7. 6. 1	容器口金部からモノシランが漏えい【一般則】	なし	なし	◎締結管理不良 ○操作基準等の不備
14	R7. 6. 3	液化酸素 C E 受入ライン安全弁作動【コンビ則】	なし	なし	◎誤操作、誤判断、認知確認ミス
15	R7. 6. 10	反応器調節弁のグランド部からアンモニア漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎締結管理不良
16	R7. 6. 23	プロパン受入ライン安全弁本弁からのプロパン漏えい【液石則】	なし	なし	◎締結管理不良
17	R7. 7. 7	液化窒素ローリーのポンプ吸入側フレキホースから窒素ガス漏えい【一般則】	なし	なし	◎検査管理不良 ○点検不良

18	R7. 7. 30	アンモニア供給装置の貯槽下部配管締結部からアンモニア漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎調査中
19	R7. 8. 3	定期修繕後のスタートアップ中に配管安全弁が作動【コンビ則】	なし	なし	◎原因不明
20	R7. 8. 3	蒸留塔配管からトリクロロシランが漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎調査中
21	R7. 8. 16	製造施設の一般弁ボンネット部からアンモニア漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎締結管理不良 ○点検不良
22	R7. 8. 31	ガスコンプレッサーサクシオン配管から可燃性ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎腐食管理不良
23	R7. 10. 15	特殊材料ガス等充てん施設内の弁からホスフィン(PH3)が漏洩【一般則】	なし	なし	◎点検不良 ○検査管理不良
24	R7. 10. 21	高圧ガス容器の真空引き用ブロワにモノシランが流入し出火【一般則】	なし	なし	◎情報伝達の不備 ○誤操作、誤判断、認知確認ミス
25	R7. 10. 29	CO 分析架台のバルブグランドから CO ガス漏えい【一般則】	なし	なし	◎検査管理不良
26	R7. 10. 30	その他冷凍設備からのフロンガス漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎調査中
27	R7. 11. 18	水素生成装置の水素配管ダミーサポートから水素漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎腐食管理不良
28	R7. 11. 21	脱硫装置のリサイクルガス圧縮機の火災【コンビ則】	なし	なし	◎調査中
29	R7. 11. 26	ガス分析架台で容器接続部からモノシラン漏えい【一般測】	なし	なし	◎誤操作、誤判断、認知確認ミス
30	R7. 11. 27	事業所内エチレン導管からエチレンが漏洩し着火【コンビ則】	なし	なし	◎施工管理不良 ○検査管理不良
31	R7. 12. 4	貯蔵液面計のバルブグランド部からアンモニア漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎調査中
32	R7. 12. 4	アンモニア受入作業中に弁の締結部からアンモニア漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎調査中
33	R7. 11. 19	アンモニア貯蔵のバルブグランド部からアンモニア漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎調査中
34	R7. 12. 6	ボンベの接続部よりアンモニア漏えい【一般則】	なし	なし	◎締結管理不良 ○点検不良
35	R7. 12. 10	熱交換器の出口配管からプロパンガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎調査中
36	R7. 12. 13	アンモニア貯蔵のバルブグランド部からアンモニア漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎調査中
37	R7. 12. 15	気化器安全弁からLPガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎検査管理不良
38	R7. 12. 16	フレキシブルホースからアンモニア漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎調査中
39	R7. 12. 12	2 種冷凍機の蒸発器入口チューブろう付け部からフロンガス漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎調査中
40	R7. 10. 3	ガス溶接作業中にアセチレンに引火し作業員 1 名が重傷【一般則】	重傷 1 名	なし	◎誤操作、誤判断、認知確認ミス

41	R8. 1. 19	球形タンク差圧液面計パッキンから 液化酸化エチレン漏えい【コンビ 則】	なし	なし	◎シール管理不良 ○点検不良
42	R8. 1. 19	バルブグランド部から液化酸化エチ レン漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎シール管理不良 ○点検不良
43	R8. 1. 20	プロパン・ブタン配管への自動車の 接触による配管破損【コンビ則】	なし	なし	◎交通事故（他損、自 損）
44	R8. 2. 5	付属冷凍設備の配管フランジ部から 液化アンモニア漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎締結管理不良
45	R8. 2. 6	液化炭酸ガスプラントで安全弁作動 【コンビ則】	なし	なし	◎検査管理不良 ○誤操作、誤判断、認 知確認ミス
46	R8. 2. 11	ポンプ吐出弁の上流配管から可燃性 ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎調査中
47	R8. 2. 20	圧力調整弁作動不良による液化窒素 貯槽安全弁の作動【一般則】	なし	なし	◎検査管理不良
48	R8. 3. 12	気化器の溶接部に割れがあり液化天 然ガスが漏えい【一般則】	なし	なし	
49	R8. 3. 13	容器の真空引き施設で配管の締結部 から PH3 ガスが漏えい【一般則】	なし	なし	

デザインから印刷・製本までトータルでお任せ！！

総合印刷 ・チラシ・名刺・はがき・伝票・パンフレット・カタログ
・ポスター・自費出版・製本・企画・デザインetc...

有限会社

住吉孔版社

三重県四日市市住吉町 6-8
TEL 059-365-1924 info@sumiyoshikouhan.co.jp
FAX 059-364-2950 http://www.sumiyoshikouhan.co.jp

いわゆるその他消費について

今回は、高圧ガス保安法のいわゆる「その他消費」について考えたいと思います。

その他消費は、法的な手続きは不要ですが、技術上の基準が定められており、これに従って消費をしなければなりません。このように、高圧ガス保安法では高圧ガスの災害を防止するために、高圧ガスの消費（使用）にも規制がかかります。

その一方で、技術上の基準を遵守していれば防げた可能性が高いと思われる、その他消費における事故事例があります。

本稿を御覧いただく皆様にあつては、今一度、皆様の事業所についてご確認いただくとともに、施工業者や販売店等の皆様にあつては、取引先等にも情報共有をしていただき、保安確保についてご協力をいただければと思います。

<用語>

法……………高圧ガス保安法

(昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号)

政令……………高圧ガス保安法施行令

(平成 9 年 2 月 19 日政令第 20 号)

一般則……一般高圧ガス保安規則

(昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 53 号)

液石則……液化石油ガス保安規則

(昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 52 号)

内規……………高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)

(20200715保局第1号 令和2年8月6日)

例示基準……液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について

(令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 4 号)

液石法……液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(昭和 42 年 12 月 28 日法律第 149 号)

液石法施行令……液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令

(昭和 43 年 2 月 7 日政令第 14 号)

液石法運用解釈…液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について

(平成 31 年 3 月 15 日 20190308 保局第 5 号)

1. 高圧ガスの「消費」とは

高圧ガスの「消費」をおおざっぱに言うと、高圧ガスを廃棄以外の目的のために、減圧設備のみにより瞬時に高圧ガスから高圧ガスでない状態へ移行させ、そのガスを使用することをいいます（内規法関係第24条の2関係）。

なお、消費の前段階において、加圧蒸発器出口圧力が1メガパスカル以上となる気化器を設置する場合がありますが、このような高圧ガス进行处理する部分は高圧ガスの「製造」としての規制を受けることとなりますので、留意してください。

2. 「消費」の範囲

法による高圧ガスの消費の基準は、製造者、貯蔵所にも適用されます。法の適用範囲にご注意ください。次の図1は、水素を消費する場合を例に、貯蔵設備、貯蔵設備等、消費設備の範囲を示したものです。この事例では、消費設備の範囲に貯蔵設備等を含んでいる点に注意してください。

なお、「貯蔵設備等」とは、液石則第53条第1項第3号において、「貯蔵設備、導管及び減圧設備並びにこれらの間の配管」と定義されており、消費設備のうち、高圧ガスの通る部分です。

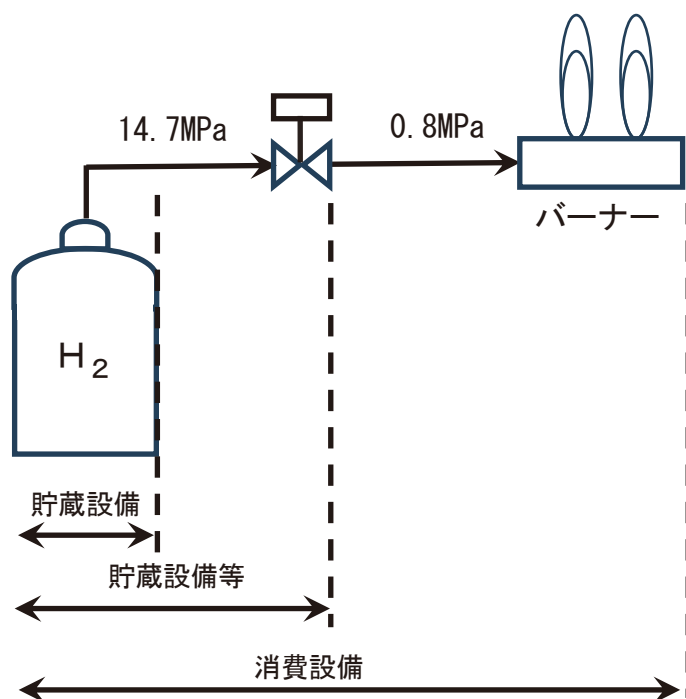


図1 貯蔵設備、貯蔵設備等、消費設備の範囲

3. 「特定高圧ガス消費者」と「その他の消費者」

さて、法において、高圧ガスの消費は、次の2つに区分されて規制されています。

(1) 特定高圧ガス消費者：消費する際に特別な注意を要する高圧ガスを消費する者
 特定高圧ガスを消費する者（特定高圧ガス消費者）は、事業所ごとに、消費開始の日の20日前までに所定の書面を添えて、都道府県知事に届け出なければならないと定められています。特定高圧ガスとは、消費する際に特別な注意を要する高圧ガスとして政令で定められた種類の高圧ガスのことで、貯蔵能力が高圧ガスの種類ごとに政令で定められた数量以上である場合等に、都道府県知事への届出が必要となります。

具体的には、次に掲げる表のとおりです。

表1 特定高圧ガス(政令第7条)

高圧ガスの種類	数量(貯蔵能力)
モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン (特殊高圧ガス)	容積にかかわらず対象となる
圧縮水素	容積 300立方メートル
圧縮天然ガス	容積 300立方メートル
液化酸素	質量 3,000キログラム
液化アンモニア	質量 3,000キログラム
液化石油ガス	質量 3,000キログラム (※) (液石法施行令第2条に掲げる一般消費者等が消費する液化石油ガスの貯蔵設備にあつては10,000キログラム)
液化塩素	質量 1,000キログラム

他の事業所から導管により供給を受ける場合は、数量にかかわらず対象となります。
 (法第24条の2)

なお、余談ですが、液化石油ガスの欄に記載があるように、液石法適用の業務用であって、貯蔵能力が10,000キログラム以上である場合は、特定高圧ガス消費者に該当します。大型商業施設等で飲食店用に液化石油ガスの貯槽を設置する場合など、「一般消費者等が対象だから高圧ガス保安法は関係ない」とは限らない場合があることに留意が必要です。

(2) その他の消費者：特定高圧ガス消費者が消費する特定高圧ガス以外の高圧ガスを消費する者

(1) 以外の高圧ガスを消費する者は、その他消費者となります。

タイトルがややこしいですが、「特定高圧ガス」に該当するガス種であっても、貯蔵能力3,000キログラム未満の液化石油ガスのように、特定高圧ガス消費者以外が消費する場合は、その他の消費者となります。

さて、「その他消費」は、法第24条の5により、省令で定める高圧ガスの消費は、技術上の基準に従ってしなければならない、とあります。

技術上の基準に従うべき高圧ガスは、液石則第59条により、液化石油ガスと指定されています（液化石油ガスを燃料として使用する車両において、当該車両の燃料の用のみに消費される液化石油ガスを除く。以下同じ）。つまり、高圧ガス保安法において、液化石油ガスを消費する者は、特定高圧ガス消費者か、その他消費者のいずれかの技術上の基準に従わなければならないことになります。

ちなみに、一般則においては、その他消費の技術上の基準に従うべき高圧ガスに不活性ガスが指定されていないため、不活性ガスの消費者は技術上の基準に従わなくてもいいことになります。

4. その他消費に係る技術上の基準

その他消費は、一般則、液石則とも定めがありますが、本稿ではイメージしやすいように、液石則に基づいてご説明することとします。一般則については、それぞれ必要に応じて御確認をお願いします。

液石則第58条による、その他消費に係る技術上の基準の概略は次のとおりです。

表2 その他消費に係る技術上の基準の概略(液石則第58条)

1	充てん容器等のバルブの開閉
2	充てん容器等の転落、転倒防止
3	充てん容器等の加熱の方法
4	充てん容器等の腐食防止措置
5	通風かつ充てん容器等を40℃以下に保つ
6	消費した後のバルブ損傷防止措置
7	貯蔵設備等の周囲5メートル以内での火気使用禁止等
8	溶接又は熱切断用液化石油ガスの災害防止措置
9	消火設備の設置(液石法に係る消費施設を除く)
10	(第53条の一部準用)
	第1項
5	ガス漏えい検知警報設備の設置
12	静電気除去措置
14	バルブ等の適切な操作のための措置
	第2項
1	貯蔵設備等の周囲5メートル以内での火気使用禁止等
2	日常点検
3	消費設備の修理等の方法
4	バルブに過大な力を加えない措置
11	一般複合容器の使用制限

消費設備の範囲については、図1で、貯蔵設備等を含んでいる事例をお示ししました。改めて技術上の基準を確認すると、充てん容器等、貯蔵設備等に関する事項が含まれていることが分かります。

なお、液石則と一般則それぞれの「その他消費」の技術上の基準を比較すると、違いがあることが分かります。

例えば、液石則第58条10号で第53条の一部を準用しているガス漏えい検知警報設備の設置は、一般則では、その他消費に係る技術上の基準にはない項目です。

5. 消費における高圧ガス保安法と液石法の関係

高圧ガスのうち、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売等については、液石法の規制を受けることになります。では、工場内で、給湯器の燃料として液化石油ガスを消費しようとする場合、高圧ガス保安法と液石法のどちらの規制を受けるかを考えてみます。

例えば、工場内に液化石油ガスを貯蔵し、加熱炉の燃料として使用する一方で、事務所に設置されている給湯器の燃料にも液化石油ガスを使用している場合、こういった規制を受けるのでしょうか。加熱炉の燃料は工業用、給湯器の燃料は生活の用の使用と言えます。

液石法運用解釈の第2条（定義）関係で、次のように記載されています。

同一の貯蔵設備の中の液化石油ガスを、例えば、生活の用と工業用とに使用している者は、当該液化石油ガスを主として工業用に使用している場合は高圧ガス保安法の規制の対象となり、主として生活の用に使用している場合は、本法の一般消費者等に該当し、本法の規制の対象となる。

従って、液化石油ガスを生活の用、工業用の両方に使用している場合、その使用の実態として、より多くの液化石油ガスを工業用に使用している場合は高圧ガス保安法の、より多くの液化石油ガスを生活の用に使用している場合は液石法の規制対象となります。

なお、先ほどの事例で、液化石油ガスの消費量が、加熱炉の燃料の方が大きい場合は高圧ガス保安法の規制対象となります。ここで、設備の全体としては高圧ガス保安法の適用を受けるが、設備の一部だけ、事務所の給湯器行配管のみ液石法の適用を受ける、というような、設備を分割するような規制とはなっていません。

高圧ガス保安法の規制対象となり、その他消費の技術上の基準に従うべき場合に、液石則第58条10号で第53条の一部を準用しているガス漏えい検知警報設備の設置について、加熱炉周辺には設置されているのに、事務所の給湯器周辺には設置されていない、ということのないようにお願いします。

6. 事故事例の紹介

ここで、事故事例について紹介します。

なお、本件は実際に発生したのですが、内容については一部改変しています。

(1) 事故の概要

工場で漏えいした液化石油ガスによる火災（人的被害あり：重症1人）

作業者は、加熱炉の燃料である液化石油ガス（貯蔵量300kg）の容器の弁を開放しました。その後、加熱炉から約2メートルの位置で、別の液化石油ガス（貯蔵量20kg）を燃料とする小型バーナーにライターで点火したところ、火災が発生し、付近に置かれていた段ボール箱等が焼損しました。

火災については、作業者が粉末消火器により消火しました。

この火災により、作業者は火傷を負いました。

(2) 事故の原因

前回作業後に、閉止作業、閉止確認（被災した作業者とは別の作業者による）が不十分で、供給元弁が締まりきっていないと考えられます。

作業者は、液化石油ガスの供給元弁が締まりきっていないことを認識しておらず、液化石油ガスの容器の弁を開放したことで、液化石油ガスが加熱炉から少量ずつ漏えい・滞留し、ライターの火を火源として引火しました。

なお、ガス漏えい検知警報設備が設置されておらず、漏えいに気づくことが遅れました。

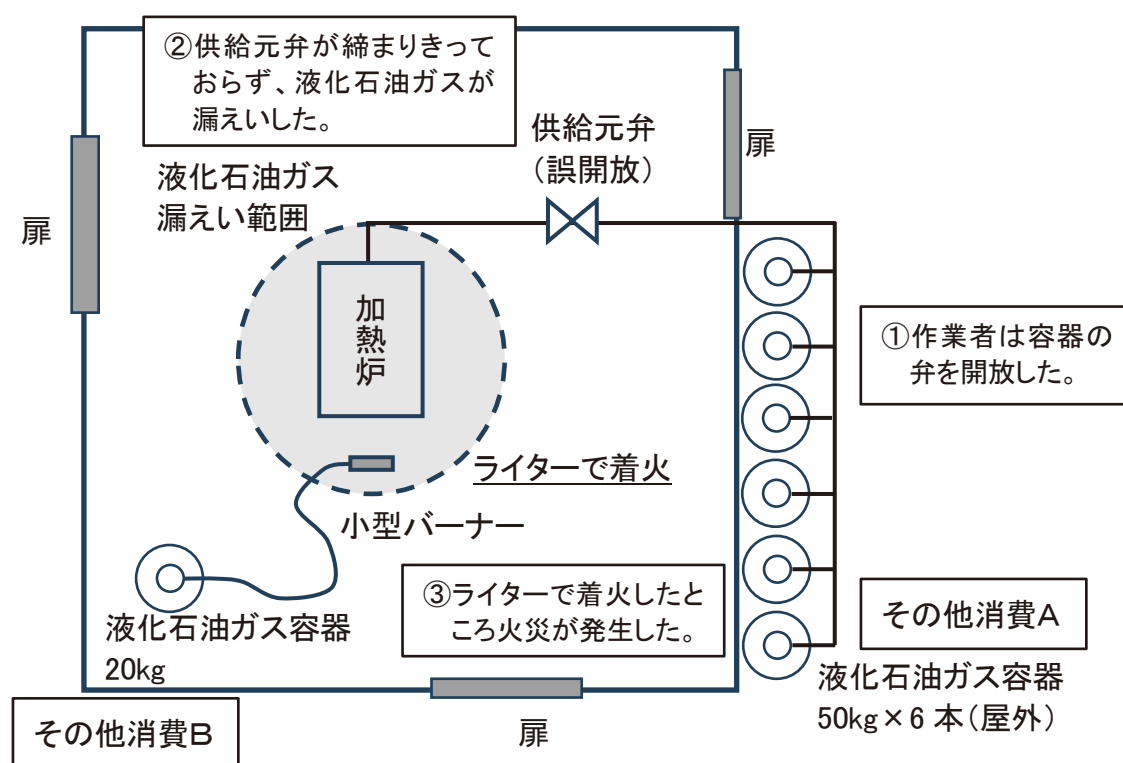


図2 事故事例の現場状況

（３）その他消費の技術上の基準の適用について

この事例での技術上の基準の適用について、主だった部分を考えることにします。

液石則第 58 条 7 号「貯蔵設備等の周囲 5メートル以内での火気使用禁止かつ引火性又は発火性の物を置かないこと」についてはいかがでしょうか。なお、「貯蔵設備等」とは、消費設備のうち高圧ガスの通る部分であることは、「4. その他消費に係る技術上の基準」で御説明したとおりです。

ここで、この事例では、その他消費は 2 系統あります。

その他消費 A：液化石油ガス（貯蔵量 300kg）を燃料とする加熱炉

その他消費 B：液化石油ガス（貯蔵量 20kg）を燃料とする小型バーナー

法的には、高圧ガスが通る部分である液化石油ガス容器の 5メートル以内での火気の使用等が禁止されています。事例での貯蔵設備等と火気との距離は、①その他消費 A の液化石油ガス容器（貯蔵量 300kg）と着火したライター、②その他消費 A の液化石油ガス容器（貯蔵量 300kg）とその他消費 B の小型バーナー、③その他消費 B の液化石油ガス容器（貯蔵量 20kg）とその他消費 A の加熱炉、がそれぞれ 5メートル以上離れていれば、法令違反ではないと言えます。

ただし、この事例で、加熱炉周辺でライターを使用することで火災が発生しており、漏えいした液化石油ガスが滞留しやすい場所での火気の使用はやめてください。

また、この事例では、加熱炉の周囲に可燃物である段ボール箱が置かれており、焼損しています。可燃物は、引火性又は発火性の物に該当しませんが、可燃物の存在が火災を拡大させたと言えます。法令違反ではないものの、消費設備周辺に可燃物を置くことは避けてください。

なお、一般則適用のその他消費では、条文が異なりますのでご注意ください。

次に、液石則第 58 条 9 号「消火設備の設置」については、「例示基準 26. 防消火設備」に消火設備の性能、設置について例示があります。この事例でのその他消費 A は、その他消費に係る消火設備であって、液化石油ガスの貯蔵能力が 300kg 以上 1t 未満の貯蔵設備を設置している場合に該当しますので、5.3(2)により、能力単位 B-10 の粉末消火器 1 個相当のものを設置することになります。

また、その他消費 B は、液化石油ガスの貯蔵能力が 300kg 未満の設備を設置している場合に該当しますので、5.3(3)により、適正な位置に適正なものを設置することになります。やや抽象的な記載となっていますが、消費設備から近すぎず、遠すぎない位置であって、作業者が直ちに消火器を持ち出せる位置に設置してください（近すぎると火災が発生した際に炎が近いために近づけない可能性があるため、遠すぎると取りに行くのに時間がかかるためです）。

この事例では消火器が設置されており、実際に作業者により消火に成功しています。技術上の基準を遵守していたことにより、災害の拡大を防止している事例と言えます。

また、液石則第 58 条 10 号で準用している第 53 条第 1 項第 5 号では、「消費施設には、当該施設から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に、液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること」と規定されています。

しかし、この事例では、ガス漏えい検知警報設備が設置されておらず、法令違反と言えます。

では、どのように設置すればよいのでしょうか。

「例示基準 24.ガス漏えい検知警報設備とその設置場所」で、性能や設置個所について例示されています。この事例のような貯蔵能力 3 t 未満の消費施設については、4.により、「施設の規模、態様、周囲等の状況に応じ、適正な位置に適正な機能を有するものを設置すること」となっており、個数の記載がないなど、やや抽象的な記載となっていますが、漏えいしたガスが滞留しやすい場所に設置することが適正と思われます。この事例でも、ガス漏えい検知警報設備が設置されていれば、漏えいしたガスが滞留していることに気づき、火災を防げた可能性が高いと考えられます。

7. 終わりに

今回は、いわゆる「その他消費」について考えてみました。

冒頭でも記載しましたが、その他消費は、技術上の基準が定められており、これに従って高圧ガスを消費しなければなりません、法的な手続きは不要です。

その一方で、事故事例でも示したように実際にその他消費の事故が発生しています。

皆様にあっては、今一度、皆様の事業所についてご確認ください。

また、販売店の皆様にあっては、周知の機会等に、災害の発生の防止に関する情報の一環として、ガス漏えい検知警報設備の設置をはじめとする技術上の基準についても情報提供をしていただき、保安確保についてご協力をいただければと思います。

本稿が、いわゆる「その他消費」の見直しのきっかけになれば幸いです。

【参考文献の紹介】

高圧ガス保安法逐条解説 （高圧ガス保安法、高圧ガス保安法施行令）

高圧ガス保安法逐条解説 （一般高圧ガス保安規則）

いずれも経済産業省ホームページに掲載されています。条文ごとに、関係告示・関係通達、解説、改正経緯等が記載されており、法令の理解を深めるうえでの参考となります（残念ながら、液石則、コンビ則はないようです）。

防災事業所を更新しました

三重県高圧ガス安全協会（地域防災協議会）では、3 年毎に『防災事業所』を指定しています。防災事業所は、万一の事故等の際、消防や警察からの要請により高圧ガスに関する情報を提供するほか、対応可能な事業所にあつては、事故現場へ要員を派遣して応援活動を行います。今回の更新の指定期間は、2026 年 8 月 1 日～2029 年 7 月 31 日までの 3 年間となっています。

更新に際し、指定継続をご承諾いただきました事業所様、ありがとうございました。

1. 防災事業所とは

防災事業所は、高圧ガスに関係する事業者の自主保安の活動であり、防災活動のためのボランティア組織です。高圧ガス輸送時の事故などに際し、漏洩防止、除害、移液などの緊急応援活動を行うことができる事業所を、ガスの種類ごとに都道府県の地域防災協議会が指定しています。なお、緊急応援活動は、原則として、消防、警察、行政からの応援要請に基づいて実施します。

防災事業所は、高圧ガスについての情報提供や、事故現場へ人員を派遣して応援活動を実施することを想定としていますが、近年、従業員数の減少等により情報提供のみの事業所が増えています。

2. これまでの経緯

昭和 46（1971）年 9 月、高圧ガス取締法（現高圧ガス保安法）の省令に「事故発生時の応援体制の整備」が規定され、「応援体制」の一つとして、各都道府県に『高圧ガス地域防災協議会』が設置されました。

三重県においては、昭和 47（1972）年 5 月に『三重県高圧ガス地域防災協議会』が設立され、輸送事業所だけでなく、LP ガス充てん所、高圧ガス製造事業所、販売事業所など、高圧ガスに関係する事業所で構成された保安組織として、活動を続けてきました。



その後、三重県高圧ガス地域防災協議会は、運営の効率化のため、平成 26（2014）年 5 月に三重県高圧ガス安全協会に統合され、その活動を継続しています。

3. 防災事業所の更新について

統合を機に、防災事業所に指定する期間を 3 年間とし、その都度内容等の見直しを行うこととしています。

今回の更新では、20 種のガスに延べ 79 の事業所（実事業所数 37）を防災事業所に指定しています。

（更新後の名簿は、協会 HP をご覧ください。 <https://ankyo-mie.jp/area.php> ）

【2026 年度三重県知事表彰の推薦候補者募集のお知らせ】

「2026 年度高圧ガス取扱優良事業所等知事表彰」について、三重県高圧ガス安全協会及び三重県高圧ガス溶材組合から推薦する候補者を募集します。

応募できる者：三重県高圧ガス安全協会会員（事業所）、若しくは三重県高圧ガス溶材組合組合員（事業所）に限ります。

推 薦 者：三重県高圧ガス安全協会会員は、三重県高圧ガス安全協会から、
三重県高圧ガス溶材組合組合員は、三重県高圧ガス溶材組合から
推薦します。

表彰等の種類（対象）：

【事業所】 高圧ガス取扱優良事業所

【個 人】 保安功労者、優良製造保安責任者・優良販売主任者、優良保安担当者

※弊協会・組合では、L P ガス販売優良事業所にかかる推薦は行いません。

推薦候補者の条件：

事業所は、三重県高圧ガス安全協会会員若しくは三重県高圧ガス溶材組合組合員であること。

個人は、三重県高圧ガス安全協会会員事業所若しくは三重県高圧ガス溶材組合組合員事業所に所属する者であること。

※応募要件の詳細は、協会 HP の募集サイトに掲載の推薦要領をご確認ください。

応募期限：2026 年 9 月 18 日（金）12 時まで

※三重県からの募集案内により変更となる場合があります。

応募方法（書類の提出方法）：

事務局あて、所定様式に記載（電子ファイル（PDF 不可））のうえ、記載内容を確認できる書類の写しをファイル（PDF 可）化して添付し、メールにより送付してください。なお、候補者となった場合、提出された書類は県に提出します。

選考方法：

- ・三重県高圧ガス安全協会からの推薦については、7 月の役員会において会長に一任されています。
- ・三重県高圧ガス溶材組合からの推薦については、9 月の理事会（選考会）において選考を行う予定です。

その他：応募のため提出された推薦書等は返却しません。

応募のメールには、担当者、部署、住所、電話番号を記載してください。

（応募内容等について、問合せを行う場合があります。）

これからの協会・組合事業のお知らせ

●丙種化学(特別)試験直前『法令』講習会（４０頁参照）

日時：2026年10月8日(木) 9時～16時30分（受付8時45分から）

会場：四日市市文化会館（四日市市安島2丁目5-3） 定員：25名

申込期限：定員に達し次第、終了

●高圧ガス輸送防災講習会（４２頁参照）

日時：2026年9月12日(土) 9時～12時（受付8時30分から）

（うち運搬基準説明 11時15分～12時：溶材組合員のみ）

会場：三重県四日市庁舎（四日市市新正4-21-5）

申込期限：8月31日（月）＜締切間近、申込みはお早めに！！＞

●高圧ガス消費事業所保安講習会（４４頁参照）

日時：2026年10月14日（水）13時～16時30分（受付12時30分から）

会場：サンピア伊賀（伊賀市西明寺2756-104）

申込期限：9月25日（金）

○時期未定の事業を除きます。（最新のご案内は協会HPをご覧ください。）

【高圧ガス保安協会（ＫＨＫ）が実施する一般高圧ガス関係オンライン講習会】

詳細は、ＫＨＫのホームページ（<https://www.khk.or.jp/>）でご確認ください。

講 習 名	KHK 受付期間	講習期間	検定日
乙種化学・機械 法定資格講習	11月10日	1月29日	2月28日
丙種化学特別 法定資格講習	～11月24日	～2月18日	3月7日
第1種販売主任者 法定資格講習	2026年度下期はありません。（上期のみ）		
高圧ガス製造 保安係員（一般）講習	11月10日 ～11月24日	2月16日 ～3月8日	/
高圧ガス製造 保安主任者講習			/
高圧ガス製造 保安企画推進員講習			/

○オンライン受講ができない環境にある方は、事前にＫＨＫに連絡をしてください。

了承されると『映像集合研修』の日程が紹介されます。

○ＫＨＫの書籍は、一般の書店では入手できません!!

直接、ＫＨＫから購入いただくか、または、当協会で購入できます。

当協会では、会員の皆様に書籍（講習テキスト等）を会員価格で販売しています！

令和8年度 高圧ガス試験のお知らせ

筆記試験日 **11月8日(日)**

三重県試験会場 **国立大学法人 三 重 大 学**

受験案内書 7月6日(月)から下表の事務所で配布しています。

受験願書の申請受付期間

インターネット申請 8月17日(月)午前10時～ 9月2日(水)午後5時

書 面 申 請 8月17日(月)～ 8月31日(月)(当日消印有効)

試 験 の 種 類		三重県試験会場
製造保安 責 任 者	乙種機械 乙種化学 丙種化学(特別) 丙種化学(液石) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械	国立大学法人 三 重 大 学 ・ 医 学 部 ・ 工 学 部 〔津市栗真町屋町 1577〕
	第一種販売 第二種販売	



※液化石油ガス設備士試験の会場は、(一社)三重県LPガス協会です。

※会場が急遽変更等になる場合がありますので、高圧ガス保安協会(KHK)HPを必ずご確認ください。

- ・試験会場に駐車場はありません。(違法駐車等を行った方は、試験を中断(欠席扱い)いただく場合があります。)
- ・公共交通機関を利用してください。
- ・大学構内が広いため、時間に余裕をもってお越しください。

書面申請用の「受験案内書・願書」を次の事務所で配布しています。

- ① 三重県試験事務所 〔四日市市馳出町 3-29 高圧ガス安全協会内〕
- ② 三重県冷凍設備保安協会 〔津市広明町 323-1 水産会館 1 階〕
- ③ (一社)三重県LPガス協会 〔津市柳山津興 369-2〕
- ④ (一社)三重県管工事工業協会 〔津市高洲町 13-34〕
- ⑤ 三重県庁 消防・保安課 〔津市広明町 13 県庁 5 階〕
- ⑥ 県の地域機関(伊賀・南勢志摩・紀北・紀南)

※郵送をご希望の方は、三重県試験事務所(059-346-1009)へご連絡ください。

☆試験種類ごとの「受験教室」は11月初め頃に

三重県高圧ガス安全協会HP(<https://www.ankyo-mie.jp/>)でお知らせします。

事務局からのお願い

安全協会（溶材組合）事務局にメールアドレスをご登録ください。
また、登録した担当者が異動等された場合は、新担当者に更新ください。

三重県高圧ガス安全協会員事業所 各 位
三重県高圧ガス溶材組合員事業所 各 位

連絡先メールアドレスの登録と更新について（ご協力のお願い）

協会では、会員（組合員）の皆様に各種情報のご提供は、郵送・ファックス、協会ホームページのほか、適時に情報をお届けするとともに一層の会員サービスの向上を図るため、メールによる対応を行っており、連絡先メールアドレスの協会事務局への登録をお願いしているところです。

ご登録をいただいた会員（組合員）事業所には、現在、【協会メール】【組合メール】を随時、発信していますが、【協会メール】【組合メール】が一度も届いていない会員（組合員）事業所におかれましては、是非、この機会にご登録手続きをお願いするとともに、既にご登録をいただいている事業所は、担当者が異動（変更）した場合は、新担当者を登録くださるようお願いします。

-----登録手続は、以下の内容を事務局までメール又はFAXください。）-----

FAX059-346-1521 メール ankyo@m4.cty-net.ne.jp

連絡先メールアドレスを、登録 ・ 変更登録 します。（いずれかに○）

事業所名: _____

報告者名: _____

種別	メールアドレス	部署（事業所欄） 職・氏名（担当者欄）	優先使用する方に○
事業所			
担当者			

※いずれか一方でも結構です。なお、担当者を優先使用する場合は、異動時等に事務局への連絡をお願いします。（携帯・スマホはお避けください。）

令和8(2026)年11月8日の国家試験合格を応援します！

2026 年度「法令」対策試験直前講習会を開催します。

FAX 059-346-1521

法 令

2026 年度 丙種化学特別試験(法令)直前講習会

本講習は、11 月8日に行われる、高圧ガス試験受験申込者のための試験対策用として、当協会が開催する任意受講の講習会です。

科 目	法 令
日 時	10月8日(木) 9時00分～16時30分
会 場	四日市市文化会館 第2会議室 四日市市安島2丁目5-3 最寄駅：近鉄四日市駅
募集人数	25名(定員になり次第締切ります)
テキスト	・高圧ガス保安法規集 ・高圧ガス保安法概要 甲、乙、丙特編 ・丙種化学(特別)試験問題集 《令和8年度版》 ○別途、購入ください。丙種化学特別資格講習時のテキストと原則同じです。(協会では、会員価格で販売しています。)
受講料	会員(※) 5,000円 会員外 7,000円 (税込み)

※勤務されている事業所が、三重県高圧ガス安全協会に入会されている方は「会員」です。

試験直前講習会(10/8)申込書 【本頁をコピーし、記載のうえ fax ください。】

試験願書 提出状況	【本講習会は11月の高圧ガス試験申込者が対象です。】 ＜セルフチェック欄＞ 試験願書提出済(提出予定) ・ 未提出
氏 名	
住 所	〒
電 話	※日程変更時、当日の確認等に使用します。できるだけ携帯番号を記入して下さい。
受講料の お支払い方法	2026年 月 日に ① 振 込(振込口座は下記のとおり。手数料はご負担下さい。) ② 高圧ガス安全協会へ現金を持参 (該当する番号を○で囲んでください。)

(振込口座) 三重県高圧ガス安全協会
三十三銀行 塩浜支店 普通預金 0077394

記入された個人情報は、当講習会以外の目的に使用することはありません。

※インボイスには対応していません。

図書のご案内

<<安全協会会員の皆様は 三重県高圧ガス安全協会での購入がお得です>> 高圧ガス義務講習、資格講習は、 最新の情報が記載されているテキストで受講ください。

当協会の価格は、一冊から会員価格。必要な書籍を必要な時にご購入ください。

購入の際は、セットで購入すると送料が割得。また、当協会は、近鉄塩浜駅近くの便利なところにあります。直接お越しいただければ、送料なし。

(書籍の取寄せや、事務局が不在となる場合があります。事前に電話ください。)

☆安全協会会員の事業所及び従業員の方には、『会員価格』で販売します。

講習の種類	テキスト等名称	定 価	会員価格
保安主任者講習	保安主任者講習テキスト(第2次改訂版)2026.4 発行	5,150 円	4,640 円
保安係員講習	高圧ガス保安法規集(第23次改訂版)2025.11 発行	5,310 円	4,780 円
	保安係員講習テキスト(一般高圧ガス編) 第6次改訂版 2023.4 発行	2,100 円	1,890 円
丙種化学特別資格講習	高圧ガス保安法規集(第23次改訂版)2025.11 発行	5,310 円	4,780 円
	初級高圧ガス保安技術(第22次改訂版) 2025.11 発行	2,920 円	2,630 円
※別に関係図書も販売中	丙特試験問題集(R8 年度版) 2026.4 発行	3,400 円	3,060 円
	高圧ガス保安法概要(甲乙丙特編)第5次改訂版 2025.11 発行	1,140 円	1,030 円
移動監視者講習	高圧ガス移動監視者講習テキスト(法令、移動に必要な学識と保安管理技術) 2026.2 発行	3,290 円	2,960 円
	高圧ガス移動監視者検定問題集(R8 年度版) 2026.2 発行	2,060 円	1,850 円

※発行する領収書・請求書等は「適格請求書等(インボイス)」ではありません。了承のうえご注文ください。

上記の他、法令、テキスト、問題集・参考書、指針・基準など、KHK発行の図書は、当協会でお求めください。

詳しくは、ホームページ(<https://anky-mie.jp/>)の「図書のご案内」をご覧ください。

「2026年度三重県高圧ガス輸送防災講習会」を開催します。 (三重県高圧ガス安全協会員向け)

2026 年 7 月 吉日

2026年度三重県高圧ガス輸送防災講習会の開催について（ご案内）

平素より、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、高圧ガス輸送時の事故防止を目的として、三重県消防・保安課様及び三重県高圧ガス溶材組合様との共催により、標記講習会を下記のとおり開催いたしますのでご案内いたします。

昨年度に引き続き、四日市市内で開催しますが、今年度は、土曜日開催となっております。自主保安を向上させるためにも多数の会員の方々の参加をお待ちします。

記

1. 日 時 2026年9月12日(土) 9時～12時（受付：8時30分～）
2. 会 場 三重県四日市庁舎6階 大会議室
(四日市市新正4丁目21-5) ※近鉄新正駅より徒歩約5分
四日市南警察署前

3. 講習内容

内 容	講 師
輸送に係る高圧ガス保安法	三重県消防・保安課 ご担当者様
高圧ガスの基礎知識	弊協会専門講師

4. 受講料 不要です。

5. その他

- (1) 受講された方に「修了証」をお渡しします。
- (2) 受講者の氏名を別紙「受講申込書」に記入のうえ、8月31日(月)までに fax 又はメールでお申込ください。
- (3) 三重県高圧ガス溶材組合員様には、別途、組合から案内が出ていますが、申込は、同一人について、いずれかをお願いします。（重複申込しないでください。）
- (4) 参加者多数の場合は、参加者数を制限する場合がありますのでご了承ください。

【事務局】 担当：小端、木村

〒510-0855

四日市市馳出町三丁目29番地（親和ビル）

電話 059-346-1009 FAX 059-346-1521

e-mail ankoyom4.cty-net.ne.jp

ホームページ <https://ankyo-mie.jp>

FAX 059-346-1521
E-mail ankyo@m4.cty-net.ne.jp

(別 紙)

8月31日(月)までに送信ください。

三重県高圧ガス安全協会 あて

2026年 月 日

2026年度高圧ガス輸送防災講習会 受講申込書

〔 日時：2026年9月12日(土) 9時から
会場：三重県四日市庁舎6階 大会議室 〕

(事業所名) _____

受 講 希 望 者 氏 名	
1	
2	
3	
4	
5	

※修了証の氏名となりますので、お間違えないように明瞭に記載してください。
※お車でお越しの際は、できるだけ乗り合わせてお越しください。

(連絡先) 担当者氏名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail _____

(三重県高圧ガス安全協会員向け)

『高圧ガス消費事業所保安講習会』を7年ぶりに中勢地域(伊賀地区)で開催します。!!

事業所の「高圧ガス保安教育」として職員の受講がお奨め! 協会員事業所なら1事業所1名の参加費(3,000円)が無料(協会負担)! 『燃焼実験』を是非ご覧ください(強風時等はDVDとなる場合あり)

2026年8月吉日

平素より、当協会の活動に格別のご理解、ご配慮をいただき、お礼申し上げます。

高圧ガスの事故は、近年、高止まりの傾向にあり、県消防・保安課からも改めて高圧ガスの保安の確保と安全面の強化を求められているところです。このため、保安教育の一環として、今年度も高圧ガスに係る実験・訓練を体験することができる本講習会のご案内をいたしますので、ご多忙とは存じますが、趣旨をご理解いただき、是非、ご参加をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対 象 酸素・水素、アセチレン等の高圧ガスを消費する事業所の責任者、担当者の方
2. 日 時 2026年10月14日(水) 13時~16時30分(受付は12時30分から)
3. 会 場 サンピア伊賀 (伊賀市西明寺 2756-104) ※名阪国道「友生IC」から3分
なお、高圧ガス燃焼実験は、同施設屋外で実施します。(天候により変更あり。)

4. スケジュール

時刻	講習等の内容	講師等
13:00~13:05	あいさつ	溶材組合理事長
13:05~13:50	高圧ガス保安法と事故	県庁消防・保安課 職員
13:50~14:00	休 憩	
14:00~14:40	高圧ガスの知識(安全講習)	協会選任講師
14:40~15:20	高圧ガス安全講習【調整中】	【調整中】
15:20~15:40	移動・休憩	
15:40~16:30	燃焼実験(酸素・水素・アセチレン・LPガス)	溶材組合

5. 会 費

1事業所1名は、協会負担(無料)。複数名の場合は、超える1名につき3,000円。

(インボイス非対応) なお、振込の場合は、9月25日(金)までに下記口座へお願いします。

三重県高圧ガス溶材組合 三十三銀行 塩浜支店 普通口座 0789280

※安全協会の口座ではありません。ご注意ください。また、振込手数料はご負担をお願いします。

6. 申込方法

申込票に必要事項を記入し、安全協会事務局あて、FAX 又はメールで送付ください。

受講番号を記入した受講票を後日、FAX しますので、当日、受付へご提出ください。

なお、会費の支払いが必要な場合は、振込をお願いします。(受講票は、振込確認後になります)

7. 申込期限 2026年9月25日(金)原則、先着順(30名まで)、参加人数を制限する場合あり。

8. その他 受講された方には、受講済証 をお渡しします。

【事務局】 担当: 小端、木村
四日市市馳出町三丁目29番地(〒510-0855)
電話 059-346-1009 FAX 059-346-1521
e-mail ankryo@m4.cty-net.ne.jp

受付後、受講番号を記入してFAX（又はメール）で返送いたします。
FAX（又はメール）でお送りしたものを講習会受付へご提出ください。
申込時 FAX 先 059-346-1521 メール先 ankyo@m4.cty-net.ne.jp

【安全協会会員用】高圧ガス消費事業所保安講習会 申込 兼 受講票

2026年 月 日

＜受講票となるため、複数名で申し込みの場合は、それぞれに作成をお願いします。＞

受講番号 (記入しないでください)	
会員事業所名	
部署名・担当者名	部署： 担当者名：
連絡先電話番号等	電話番号： メールアドレス：
FAX番号	・受付後、受講番号を記入してFAXで返送しますので必ずご記入ください。
受講者氏名	
受講者電話番号	・当日の緊急連絡先です。可能な限り携帯番号をご記入ください。
会費の支払方法 ○を付してください。	①申込1名のため、協会負担です。 ②三重県高圧ガス溶材組合の口座に振込（振込日 月 日） ※1事業所が複数名申し込む場合には、1名のみ①が選択できます。 ※インボイスには対応していません。ご了承ください。

講習日時	2026年10月14日(水) 13時～16時30分（受付は12時30分から）
講習会場	サンピア伊賀〔伊賀市西明寺 2756-104〕

※天候等諸般の事情により内容の変更、中止等となる場合があります。

※申込者多数の場合は、1事業所からの参加人数を制限する場合がありますのでご了承ください。



編集後記

編集委員として2年間の活動を無事に務めることができました。
記事の執筆や編集、写真の投稿など大変なこともありましたが、委員の皆さんとあれこれ意見を交わしながら取り組んだ時間はとても楽しい2年間でした。
次号からは見る側として、協会だよりを楽しみにしたいと思います。【伊藤】

副会長時代を含め、足掛け4年間にわたり編集委員を務めさせていただきました。
至らない点も多々あったかと存じますが、皆様の温かいご支援とご協力のおかげで、無事に務めを果たすことができました。心より感謝申し上げます。
今後とも変わらぬお付き合いのほど、よろしくお願い申し上げます。【佐野】

2年間の副会長の任期を終えました。
至らない点もあったかと思いますが、総会の司会など色々な経験をさせていただき、また協会のことを深く知る良い機会でした。皆様、引き続き三重県高圧ガス安全協会をよろしくお願いいたします。【田中】

2年間の任期でしたが、転勤により実際に携わる事が出来たのは約4ヶ月でした。
短い期間ではありましたが、貴重な経験をさせていただきました。
ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。【小栗】

2年間、副会長事業所&編集委員してみなさまには大変、お世話になりました。
その間、事業所訪問および協会だより作成など貴重な経験をする事ができ、感謝申し上げます。今後は、理事事業所として協会の活動をサポートさせていただきます。
【三村】

移動防災部会長の2年間の任期が満了いたしました。この2年間、皆様から多大なるご理解と温かいご協力を賜り、無事に任期を務め上げることができましたことを、心より厚く御礼申し上げます。皆様の今後のますますのご健勝とご多幸を祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。【林】

日頃より、会員の皆様には、当協会の事業並びに運営につきまして大変お世話になり、心より感謝を申し上げます。新しく選任をされました役員の皆様のご指導のもと、引き続き協会運営等に携わってまいりますので、事務局をどうぞよろしくお願いいたします。【事務局】

表紙の写真を募集中です！

- ・年2回発行する「協会だより」の表紙を彩る写真をお送りください。
季節の写真や高圧ガス保安に関する写真など。
- ・横位置、カラー、640×480画素以上のサイズでお願いします。
- ・メールでご応募ください。(Email ankyo@m4.cty-net.ne.jp)
- ・締切は、11月末日(1月発行予定)と6月末日(8月発行予定)です。
- ・採用された方には、謝礼(五千円分の商品券)を差し上げます。

ご投稿をお待ちしています

- ・皆様の事業所の保安対策・各種取り組みや個人の趣味など、ジャンルを問わず記事をお待ちしています。
- ・写真や図を含むA4版2ページ分(1,000～2,000文字程度)でお願いします。
- ・メールでご応募ください。(Email ankyo@m4.cty-net.ne.jp)
- ・締切は、11月末日(1月発行予定)と6月末日(8月発行予定)です。
- ・採用された方には、謝礼(五千円分の商品券)を差し上げます。
(個人に限らせていただきます。)

協会だより 第78号

発行日 2026年8月18日

発行者 三重県高圧ガス安全協会 村田 富
〒510-0855

四日市市馳出町三丁目29番地 親和ビル

電話 059(346)1009

FAX 059(346)1521

E-mail ankyo@m4.cty-net.ne.jp

印刷所 有限会社 住吉孔版社

〒510-8003 四日市市住吉町6-8

電話 059(365)1924

私のワンショット

四万温泉 積善館

「千と千尋の神隠し」のモデルの1つと言われる幻想的な雰囲気がありました。(三村)



京都・今宮神社名物あぶり餅。

香ばしく焼いた小餅に白味噌だれが絡む、千年続く門前の素朴な甘味。是非ご賞味ください。(鈴木)



山口県周南市の「焼めん」。

わかめ入りうどんを使用し、ジンギスカン鍋で焼いた名物です。パリッと麺が香ばしく温かいつけ汁でいただきます。山口名物の瓦そばとは違いますよ！(林)



田村神社の茅の輪くぐり (小栗)

早めの夏休みをいただき山開きのタイミングで北海道の羅臼岳に登ってきました。頂上からは北方領土が雲海より頭を出し、とても神秘的な風景でした。(佐野)



沼津港深海水族館に行きました。-20℃で冷凍されたシーラカンスが展示されています。現在の捕獲規制により、冷凍保存されたシーラカンスは、世界でもここでもしか展示されていなさそうなので、ご興味のある方はぜひ！(田中)

あなたのスマホやパソコンに埋もれている『私のワンショット』を メールでお送りください。

掲載分には、記念品を進呈します。

E-mail ankyo@m4.cty-net.ne.jp

